

骨太方針2018・未来投資戦略2018における記載事項

平成30年9月28日

第49回 民間資金等活用事業推進委員会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針)」

(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)①

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

2. 生産性革命の実現と拡大

(2) 第4次産業革命技術がもたらす変化・新たな展開:「Society 5.0」

③「行政」「インフラ」が変わる

旧態依然としたアナログ行政から決別し、行政のあらゆるサービスを原則としてデジタルで完結させることで(「紙」から「データ」へ)、国民や企業が直面する時間・手間やコストを大幅に軽減する。港湾、空港、道路、上下水道などのインフラ管理においても、民間活力(P P P / P F I等)や技術革新の徹底活用を図り、設置・メンテナンスコストの劇的な改善とインフラの質の抜本的な向上が実現する。

(3)「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

④「行政」「インフラ」関連プロジェクト

- ・国有林について、公益的機能を維持しつつ、民間事業者の長期・大ロットでの使用収益を可能とする仕組みを整備するなど、P P P / P F I手法の導入加速を図る。

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(2) 社会資本整備等

(基本的な考え方)

(略)

今後、高度成長期に大規模に整備されたインフラが老朽化することから、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを確立・徹底し、ライフサイクルコストを低減するとともに、集約化・複合化等、P P P / P F I、新技術の開発・社会実装、情報基盤の整備等あらゆる面から戦略的な取組を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針)」

(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)②

(PPP/PFIの推進)

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「未来投資戦略2018」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」^{※1}に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。

地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策^{※2}を講ずる。特に、上下水道においては、効率的な整備・管理及び経営の持続可能性を確保するため、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化、コンセッションをはじめとする多様なPPP/PFIの導入、ICT活用等を重点的に推進する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。

人口20万人以上の地方公共団体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援に加え、人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、年内に改革工程を具体化する。公的不動産についてPPP/PFIの利活用拡大を通じてキャッシュフロー化、維持管理コストの削減等を図る。

※1 「PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)」(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定)

※2 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(改正PFI法)」(平成30年6月13日成立)に基づく施策の利活用促進に加え、柔軟性や実効性のあるPPP/PFI手法の開発や優良事例の横展開等。

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

(略)

水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針)」

(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)③

5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

(公的サービスの産業化)

官民連携の下、データヘルスの取組、PPP/PFI、地方行政サービスの民間委託等の公的サービスの産業化の取組を加速・拡大する。

スケールメリットの拡大による民間事業者の参入を促すため、複数自治体や公営企業間等での多様な地域間連携やアウトソーシング等の促進などの環境整備を進める。また、民間参入や民間の業務運営に関する規制の改革を進める。

ワンストップ窓口や助言等を通じたノウハウ面での地方自治体の支援、課題や先行事例等の蓄積された専門知識の類型化・見える化や横展開、関係府省主導による業務手法の標準化等を促進する。

(既存資源・資本の有効活用等による歳出改革)

既存資源・資本の有効活用等により、財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現する。

受益者負担にも配慮しつつ、電波利用料収入やコンセッション収入など^{※3}を増加させる方策を検討し、これらの収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、PDCAを構築し、しっかり評価する。また、生産性向上、観光促進等のため、交通需要調整のための料金施策の検討を推進する。国立大学法人や国立研究開発法人等による研究開発に当たっては、民間企業との連携や寄附金の受入れを進める。

官民ファンドについては、政策的観点からの有効性や収益見通し等を監督官庁及び出資者において不断に確認しつつ、民業補完にも配慮した適切な支援決定、KPIの設定等を通じ、より効率的かつ効果的な活用を進める。あわせて、ファンド・機関の統合による業務の効率化等を通じた収益構造の改善を推進するとともに、使用見込みの低い政府出資金及び剰余金については遅滞なく国庫納付・配当等を行う。

※3 空港にかかる民間からのコンセッション収入、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入など。

第1 基本的視座と重点施策

2. 第4次産業革命技術がもたらす変化／新たな展開:「Society 5.0」

(3)「行政」「インフラ」が変わる

(略)

さらに、港湾、空港、道路、上下水道などのインフラ管理でも、民間活力（PPP/PFI等）や技術革新の徹底活用を図ることにより、設置及びメンテナンスのコストの劇的な改善がなされるのみならず、インフラの質の抜本的な向上が実現する。

3. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

(3)「行政」「インフラ」関連プロジェクト

▶PPP／PFI手法の導入加速

- ・ 国有林について、公益的機能を維持しつつ、民間事業者の長期・大ロットでの使用収益を可能とする仕組みを整備するとともに、空港、上下水道、道路、文教施設、港湾などの重点分野のコンセッションの取組を強化する。
- ・ 公共施設等運営事業などPPP／PFIの更なる活用拡大に向けて、司令塔である内閣府や事業実施省庁において専門的知識と豊富な経験を有する専任の民間人材を登用するなど、推進体制を抜本的に強化する。

「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)②

第2 具体的施策

I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等
[3]「行政」「インフラ」が変わる

3. PPP/PFI手法の導入加速

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》「10年間（2013年度～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。」

⇒2013年度～2016年度の事業規模

- ・ PPP/PFI事業：約11.5兆円
- ・ 公共施設等運営権方式を活用したPFI 事業：約5.6兆円

(2) 政策課題と施策の目標

「PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）」（平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。）の従来からのコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設に加え、新たに重点分野とされた公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を強化する。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) コンセッション重点分野の取組強化等

・ 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せてPFI法についても所要の措置を講ずる。

「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)③

い) コンセッション重点分野の取組強化等(続き)

- ・北海道7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)の公共施設等運営事業について、アクションプランに掲げられた5原則に従い、本年3月に公表した実施方針に基づき、競争環境を確保した上で来年までに運営権者選定を図る。
- ・北海道7空港の公共施設等運営事業において明らかとなった国庫補助及び地方交付税上のイコールフッティングに関する措置について、関係省庁は速やかに整理し、地方公共団体に周知する。
- ・北海道7空港の公共施設等運営事業をモデルに、国の行う公共施設等運営事業において運営権対価が契約当初に国に払われた場合には、対価の一定部分を公共施設等の管理者である国において将来必要となる投資に複数年にわたって活用する。
- ・北海道7空港の公共施設等運営事業において、前例のない数の空港を複数の管理者から安全かつ円滑に引き継ぐため、応募者がPFI法に基づく公務員派遣を希望する場合には、関係省庁は与条件なく希望する派遣期間の長さを意向確認する。その結果を踏まえて、内閣府は派遣期間の在り方について検討し、必要な場合はガイドラインを改定する。
- ・国管理空港について、これまでに取り組んだ案件の教訓や第三者の立場で集約された参画企業の意見等を踏まえて、本年夏頃からこれまでの案件に関わっていない有識者で構成される委員会で今後の公共施設等運営事業の目的の再整理や仕組みの改善策の検討に着手し、今後の案件の実施方針公表までに取りまとめる。改善策は速やかに実施する。取りまとめ以降も5年ごと(次回に限り3年後)に同様の手法で定期的な検証を行う。
- ・下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。
- ・公共施設等運営事業などPPP/PFI事業の更なる活用拡大に向けて推進体制を抜本的に強化する。司令塔である内閣府及び公共施設等運営事業を自ら実施する関係省庁においては、公共施設等運営事業に関連する専門的知識と豊富な経験を有する専任の民間人材を公募して責任ある立場で新たに登用する。また、内閣府は事業の関係省庁からの人材登用を拡大するとともに、制度の関係省庁からの人材を巻き込みながら必要な体制を整備する。
- ・公共施設等運営事業に関わる全ての関係府省では、民間からの職員を登用する場合には、職員登用や配置において、運営権者の選定やその関連業務の発注において利益相反が起こらないよう徹底する。

「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)④

い) コンセプション重点分野の取組強化等(続き)

- ・ 関係府省は、所管事業に関する国庫補助や地方交付税措置について、改革のインセンティブを阻害する仕組みの排除や、改革を促進するインセンティブを組み込む視点から点検等を行う。
- ・ 関係省庁は、優先交渉権者の選定を二段階で行う場合における第一段階の審査基準と審査の在り方、第二段階の審査結果が出るまでの情報開示の方法等について国内外の事例を基に調査、整理する。その結果と民間事業者の意見を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。
- ・ 関係省庁は、混合型の公共施設等運営事業に国庫補助等が行われる場合の契約の妥当性、契約手続の合規性を担保するために必要な仕組みを整理し、関係地方公共団体に周知する。また、今後の各分野での先行案件の取組を踏まえて、標準仕様書、設計指針等について、運営権者の創意工夫が反映できるよう改定を行う。
- ・ 関係省庁は、PPP/PFIに先進的に取り組む諸外国での公共施設等運営権に類する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例を調査し、我が国への示唆を整理する。内閣府はその整理も踏まえ、公共施設等運営権の取得意向を持つ民間事業者のニーズを年内に確認する。
- ・ 今国会で改正されたPFI法に基づき内閣府が公共施設等運営事業に関し必要に応じて行う報告要求、助言、勧告については、基本方針及びガイドラインに基づいて適切に行う。また、地方公共団体や民間事業者が求める確認や助言については、内閣府における相談窓口を明確化するとともに、相談内容等に関する情報管理の仕組みを適切に構築する。
- ・ 公共施設等運営権制度の創設以降に制定等された関連法律、政令、閣議決定、内閣府及び関係省庁で整備された府省令、規則、ガイドライン等を、容易に一覧できる形で内閣府のHPに掲載し、情報提供を充実する。
- ・ 公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のために、事業に参画した国内外の企業や有識者との意見交換、海外の先進事例の収集等を実施して必要な改善点を取りまとめる。
- ・ 我が国の公共施設等運営権方式に関する制度や個別事業について、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。さらに、広く一般を対象に公共施設等運営権制度への理解を深めるための方策を、民間企業のノウハウも活用して検討し、実施する。
- ・ これらのほか、アクションプランに掲げられた公共施設等運営権方式に係る各取組について、関係府省が連携しながら実行する。

「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)⑤

[4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 林業改革

③ 生産流通構造の改革

—行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せてPFI法についても所要の措置を講ずる。〈再掲〉

4. 観光・スポーツ・文化芸術

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 観光

③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

イ) 地方空港等のゲートウェイ機能強化

・北海道における複数空港の一体運営など空港コンセッションを推進する。